

令和5年12月14日

関係建設企業 各位

国土交通省
総合政策局 公共事業企画調整課
不動産・建設経済局 建設業課

「建設発生土の搬出先の明確化等に関する調査」への協力依頼

平素より、建設業行政に対する格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害の発生等を踏まえ、不法・危険盛土等の発生を防止するため、盛土規制法と併せ、建設発生土の搬出先の明確化等に関する取組として、指定利用等の徹底や資源有効利用促進法の省令改正による計画制度の強化、ストックヤード運営事業者登録制度の創設により、建設発生土の適正利用等の徹底が図られているところです。

来年6月からは、建設発生土の最終搬出先までの確認が義務づけられることとなりますので、現在、ストックヤード運営事業者登録制度の登録者を増やすために制度周知を行っているところです。

制度がわかりにくいとの声を受け、今後の制度周知の参考とさせていただくことや、建設発生土の搬出における地域状況や課題等を把握するために、この度、建設発生土の搬出先の明確化等に関する調査を行うことといたしました。

調査では、個人情報の保護や企業に不利益が生じることがないように取扱いには十分注意いたしますので、調査への御理解と御協力をお願いいたします。

記

〈調査内容〉

- ・別紙「建設発生土の搬出先明確化等に関する調査について」を確認ください。

〈調査に関する問合せ〉

- ・調査委託機関 (一財)先端建設技術センター 技術調査部 松橋, 松田
TEL 03-3942-3993(9:30~17:45 平日のみ)
E-mail :kenri-1@actec.or.jp

〈調査主体〉

- ・国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 建設業技術企画室 担当 國時, 殿井
TEL 03-5253-8111(代)(内線 24733, 24719)